

1. はじめに

◆証明書は「毎年度更新」が必要です

原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置の証明書は、令和3年度から、毎年度更新する制度となっております。

そのため、現在お持ちの証明書は、令和8年4月1日以降、使用できなくなります。

◆令和8年度も利用を希望する方へ

本無料措置の証明書をお持ちの方のうち、令和8年度も利用資格がある方は、証明書の更新手続きが必要となります。

更新手続きの方法については、次のページの「2. 証明書の更新に必要なお手続きと流れ」をご参照ください。

◆令和8年度の利用を希望しない方へ

避難を終了した場合など、令和8年度証明書の継続使用を希望されない方は、その旨ご記入いただいた確認書をご返送ください。

◆ご注意ください（重要）

- 母子避難者等高速道路無料措置の期間延長を盛り込んだ予算案が今期の通常国会に提出されています。
- 本手続きは、国会での予算成立を前提とした事前準備です。予算案が国会で承認された場合、無料措置は延長される見込みです。
【延長見込期間】令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）
- 予算案が承認されなかった場合は、無料措置は延長されません。

2. 証明書の更新に必要な手続きと流れ

ステップ1：郡山市にて利用者の皆様の令和8年度の利用資格の確認

下記①～③をご確認いただき、必要な書面を返信用封筒にて郡山市担当宛に郵送ください。
書面を收受後、郡山市において、利用者の皆様の令和8年度の利用資格を確認いたします。

利用資格	<ul style="list-style-type: none">●二重生活をしていること 原発事故により母子（父子）が県外等に自主避難し、父親等（母親等）が対象地域（福島県中通り及び浜通り（警戒区域等を除く）または宮城県丸森町）に居住し、離ればなれに生活していること●避難する子どもの年齢が18歳以下であること
------	--

①確認書	全員提出
②申請者（父親等）の住所確認書類（R8.3.1時点のもの）	AまたはBを選択
(A) 郡山市に住民票があり、住民票の住所と申請者の住所が一致している場合 ⇒提出不要です。	
(B) 上記以外の場合 ⇒ア～ウのいずれかの書面をご提出ください。 ア) 賃貸契約書等の写し イ) 同居証明書（親類宅等にお住いの場合） ウ) 公共料金請求書の写し（電気、水道、ガス、携帯電話等）	
③避難者（母子等）の避難先の住所確認書類（R8.3.1時点のもの）	AまたはBを選択
(A) 避難先に住民票を移している場合 ⇒ア、イのいずれかの書面をご提出ください。 ア) 避難先における住民票の写し（入居者全員の氏名が記載されているもの） イ) 住民票記載事項証明書（入居者全員の氏名が記載されているもの）	
(B) 避難先に住民票を移していない場合 ⇒ア～エのいずれかの書面と、オまたはカの書面をご提出ください。 ア) 応急仮設住宅使用許可証・貸与許可証等の写し イ) 賃貸契約書等の写し ウ) 同居証明書（親類宅等に避難している場合） エ) 居住地住所が記載されている公共料金請求書の写し（電気、水道、ガス、携帯電話等） オ) 就労申告書（居住者全員） カ) 就園・就学申告書（居住者全員）	

ステップ2：証明書の更新（新証明書の発行、既存証明書の破棄）

上記利用資格を満たす方々	上記利用資格を満たさない方々
郡山市より、順次、令和8年度用の新しい証明書を発行の上、郵送します。 お手元の令和7年度用証明書については、破棄をお願いします。	郡山市より、順次、令和8年度以降は本無料措置をご利用いただけない旨の通知を郵送します。 お手元の令和7年度用証明書については、破棄をお願いします。

ステップ3：新証明書への切替完了（令和8年3月31日まで）

現在お持ちの証明書は、令和8年4月1日以降、使用できなくなります。

お問合せ先

郡山市総務法務課避難者支援係 宗像・遠藤

（電話）024-924-2031 （メール）hinansha-shien@city.koriyama.lg.jp